

八王子市危機管理本部設置要綱

(設置)

第1条 危機発生（自然災害は除く。以下同じ。）時に迅速に対処するため、八王子市危機管理本部（以下「危機管理本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 危機管理本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 市域での危機発生時における、当該危機に係る初動体制の基本方針に関すること。
- (2) 市域での危機発生時における、当該危機に係る情報収集に関すること。
- (3) その他危機管理の総合調整に関すること。

(組織)

第3条 危機管理本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、それぞれ次に掲げる者をこれに充てる。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長、教育長
- (3) 本部員 部長及びその相当職

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、八王子市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、八王子市副市長事務分担規則（昭和44年八王子市規則第34号）に定める生活安全部を分担する副市長である副本部長、生活安全部を分担しない副市長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

(対策本部)

第5条 本部長は、当該危機に専門的に対処するため、危機管理本部に対策本部を置くことができる。

- 2 対策本部は、当該危機に対し適切かつ迅速に対処・対策を講じる。
- 3 対策本部の部員は、本部長が定める。
- 4 対策本部は、必要に応じて対処の経過及び結果を危機管理本部に報告する。
- 5 対策本部に関する事務は、当該危機と密接な所管課において処理する。

(災害警戒本部又は災害対策本部への移行)

第6条 本部長は、事態の状況により必要があると認めるときは、当該危機の対処を八王子市地域防災計画に基づく災害警戒本部又は災害対策本部の体制へ移行し対処することができる。

(庶務)

第7条 危機管理本部に関する事務は、生活安全部防災課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、危機管理本部の運営について必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。